

女性に対する暴力をなくそう！

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

性犯罪

強姦 / 痴漢 / 強制わいせつなど。

配偶者暴力 (DV)

殴る、ける / 怒鳴る、無視する / 交友関係や携帯電話をチェック、監視する / 生活費を渡さない / 性行為を強要するなど、身体的・精神的・性的暴力。

売買春

出会い系サイトやコミュニティサイトを通じての売買春 / 人身取引など。

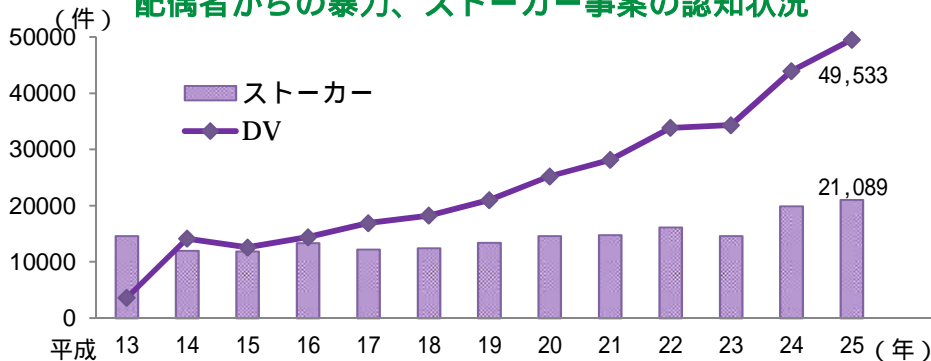
ストーカー行為

執拗にメールを送信 / つきまとう / 行動を監視していることを告げて不安を与えるなど。

セクシュアル・ハラスメント

体に触る / 立場を利用して性的関係を強いる / 性的冗談 / 未婚や離婚でからかうなど。同性同士でもセクハラの対象となる。

配偶者からの暴力、ストーカー事案の認知状況



配偶者からの暴力、ストーカー事案の認知状況は、いずれも平成 13 年の DV 防止法施行後最多となっております。女性の人権を侵害するものであり、その根底には女性の人権の軽視があります。暴力は、決して許されるものではありません。

配偶者暴力 49,533(女性 46,252、男性 3,281) / ストーカー事案 21,089(女性 19,053、男性 2,036)

ひとりで悩まず相談してみませんか？

主な相談先 (相談は無料です)

ねりま DV 専用ダイヤル

03-5393-3434

* 毎日 9 時～19 時 (祝日は 17 時まで。年末年始・施設点検日を除く)

練馬区立男女共同参画センターえーる

03-3996-9050

* 毎日 9 時～19 時 (祝日は 17 時まで。年末年始・施設点検日を除く)

総合福祉事務所相談係

03-5984-4742(練馬) 03-5997-7714(光が丘) 03-5905-5263(大泉) 03-5393-2802(石神井)

* 月～金 8 時 30 分～17 時 15 分 (祝日、年末年始を除く)

東京都女性相談センター

03-5261-3110

* 月～金 9 時～20 時まで (祝日、年末年始を除く) 夜間・休日のみ 03-5261-3911

近年、男性からの DV 相談が増加しています。社会の変化が考えられます。



図書紹介 女性に対する暴力

「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律」(DV 防止法)により、被害者は法のもとで保護されることとなっています。しかし今もなお多くの女性が犠牲になり、つらい思いを強いられています。

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。

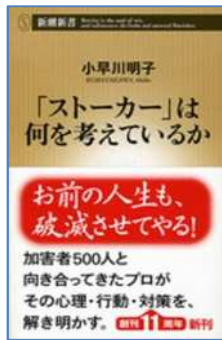


367.6

知っていますか？
ドメスティック・バイオレンス
一問一答

日本 DV 防止・情報センター
編著
解放出版社 2004

DV とはなんなのか、相談や逃げる時にはどうすればよいのか等、一問一答形式で、DV の基本的なことをやさしく解説している入門書。



368

「ストーカー」は何を
考えているか

小早川明子著
新潮社 2014

ストーカーをめぐるトラブルは年間2万件余。なぜ彼らは常識を踏み外すのか、警察は後手に回るのか。カウンセリングを行ってきた著者が実践的対応を事例と共に解き明かす。誰もが当事者となり得る。



368

性犯罪者の頭の中

鈴木伸元著
幻冬舎 2014

性犯罪者は、見た目が気持ちの悪い人ばかりではない。身なりも会話もごく普通に結婚している人も多い。何が彼らを性犯罪へと駆り立てるのか。性犯罪者の知られざる心の闇を赤裸々に綴った一冊。

新着図書

分類	書名	著者名	発行所
210	愛と暴力の戦後とその後	赤坂真理	講談社
289	忘れられぬ人々	赤松良子	ドメス出版
302	人間の尊厳	林典子	岩波書店
304	「全身 活」時代	大内裕和、竹信三恵子	青土社
366	ワーク・シフト	リンダ・グラットン	プレジデント社
366	ウーマノミクス	クレア・シップマン	アルファポリス
366	ワーキングマザーの働き方(得)ガイド	富樫晶子	アニモ出版
367	男性権力の神話	ワレン・ファレル	作品社
367	歴史を読み替えるジェンダーから見た世界史	三成美保(ほか)	大月書店
367	女のせりふ	伊藤雅子	福音館書店
367	25パーセントの女たち	梶原公子	あっぷる出版社
367	日本の夫婦	柏木恵子	金子書房
368	同性婚、あなたは賛成？ 反対？	浅野素女	パド・ウィメンズ・オフィス
368	ストーカー被害に悩むあなたにできること	長谷川京子	日本加除出版
493	自分で決める人生の終い方	樋口恵子	ミネルヴァ書房
778	老いがいの時代	天野正子	岩波書店
910	ひみつの王国 評伝石井桃子	尾崎真理子	新潮社
916	運命の子トリソミー	松永正訓	小学館
933	かもめのジョナサン 完成版	リチャード・バック、五木寛之創訳	新潮社



367.6

それ、恋愛じゃなくてDVです

瀧田信之著
WAVE 出版 2009

恋愛という親密な関係に潜む「見えない暴力」。「なぐる。ける。」だけがDVではない。相手に支配されるのは恋愛ではない。カップル間DV 警告書。

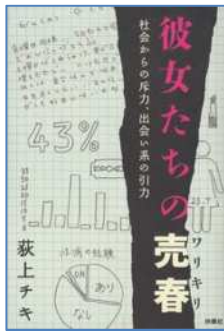


367.6

こころの暴力 夫婦という密室で

イザベル・ナザル=アガ著
紀伊國屋書店 2001

あなたの愛する人が、相手のこころを支配したいという欲求が異常に強い人(マニピュレーター)だったらどうしますか? 苦しみながらも別れられないのはなぜ? 実態を解明し、対処法も示す。



368

彼女たちの売春

萩上チキ著
扶桑社 2013

フリキリとは、主に出会い系サイト、出会い喫茶などの出会い系メディアを活用して客をつかまえ、個人で自由売春を行うことを指す。100人を超えるフリキリ女性にインタビューし、現代の日本社会をあぶりだす。



367.9

部長、その恋愛はセクハラです!

牟田和恵著
集英社 2013

本書は、なぜ、男性はセクハラしていること、セクハラと受け取られることに気付かないのか。セクハラと訴えられてもその理由が理解できないのはなぜなのかに焦点を当てた。



時代を拓いた女たち

いわなが
岩永 マキ

嘉永2年(1849年)~大正9年(1920年)

嘉永2年(1849年)長崎県浦上村で、隠れキリシタンの家庭に生まれる。慶応元年(1865年)通商条約締結により外国人に信仰の自由が認められ、長崎の外国人居留地に大浦天主堂が設立された。村人らは教会を訪れ、禁教下で250年間信仰を守り続けた潜伏信徒であったことを告白。しかし明治新政府によるキリシタン迫害は続き、村全体追放という熾烈なものであった。浦上村は3000有余名が分散配流となり、岡山の鶴島に送られたマキは、開墾のため過酷な労働を強いられた。明治4年(1871年)不平等条約改正のため欧米諸国に派遣された岩倉使節団は、キリシタン迫害を非難され、キリスト教解禁が条約改正の条件とされた。明治6年(1873年)禁制は廃止となり、妹らと荒れ果てた郷里に戻った。翌年長崎港で赤痢が発生し、赤貧にあえいでいた多くの信者が亡くなった。村を離れる者も多い中、医学の心得があるフランス人宣教師ド・口神父が救いの手を差し伸べた。神父はマキらに看護法や薬の使用法、予防法を教え、救護隊として養成した。隔離と待機のため「女部屋」とよばれた

『キリスト者として眼前に助けを必要としている人がいるから手助けをするのが当然です。』

合宿所で共同生活をし、看護に当たった。その後も度重なる災害が押し寄せ、孤児や捨児が増えるのに直面し、マキは「女部屋」の同志と共に生涯を孤児の養育に捧げる決心をし、「子部屋」を開設。日本女性によって開かれた最古の児童養護施設で、費用はすべて彼女たちが働いて作り出した。「狭い板の間にむしろを敷き、一枚のふとんを交代で着て、僅かな睡眠をとり、芋と醤油かすで飢えを凌ぎ、時々作られる味噌汁は欠けた茶碗で回し飲みにした」と伝えられる。明治12年(1879年)神父の援助により「子部屋」は「十字会」という準修道会へと展開した。現長崎浦上養育院の前身である。マキは神から与えられた孤児、不遇の子に愛を注ぎ、45年間院長として尽力。育てた孤児は数千人にものぼり、200人の孤児を養子にして岩永姓を与え世の中に送り出した。

「慈善婆さん」とよばれたマキは、大正9年(1920年)71年の生涯を閉じた。自分で織ったボロボロの木綿の着物が唯一の遺品であった。

参考資料:『続社会事業に生きた女性たち』ドメス出版 ほか

にゅーすBOX

所在不明児 2900人

厚生労働省が全国の自治体を対象に所在不明児の調査を初めて行った結果、住民票がありながら乳幼児健診を受けていなかったり、小中学校に通っていないなどの子どもが、平成26年5月1日時点で全国に2900人いることが分かった。政府は年内をめどに今後の対応策をまとめる方針。

DV男性の相談増加

警察庁の調査で、「配偶者や恋人からの暴力」(DV)で男性からの被害相談が近年急増しているのが分かった。平成25年と22年の相談件数を比較すると、女性が1.4倍の4万6252件に対し、男性が4.1倍の3281件となった。専門家は「男性が相談しやすい時代になったのでは」と、社会における男性の立場の変化が要因の一つとみている。

児童虐待通告 過去最多

今年上半年(1月~6月)に、保護者らによる虐待が疑われるとして警察が児童相談所に通告した13歳未満の子どもの数は1万3037人(前年同期比30%増)だった。統計を取り始めた平成23年以降最多。通告の類型別では、心理的虐待が7768人(37%増)で全体の6割を占め、このうち子どもがDVを目撃する「面前DV」が5116人と前年同期約1.4倍となり、全体の被害を押し上げた。

育児は妻任せ 約8割

育児や家事の約8割を妻が担っていると女性側が感じていることが、全国家庭動向調査の結果で分かった。調査は平成5年から5年ごとに実施されており、前回調査より微減したが、女性の負担感が依然として強いことが裏付けられた。

女性管理職 6.6%

厚生労働省が発表した雇用均等基本調査によると、企業の課長職以上に占める女性の割合が平成25年度は6.6%で、平成23年度に比べると0.2ポイント下がった。ニッセイ基礎研究所の準主任研究員は「経営者や男性管理者が意識を改めない」と女性の活躍は難しい」と指摘する。

また、厚生労働省の審議会で、女性の登用を進めようと数値目標の設定を企業に義務づける女性活躍推進法案の要綱が了承された。従業員300超の大企業に対し、数値目標や達成のための取組み、実施時期を盛り込んだ行動計画づくりを義務づける。

ママ世代 約7割労働力に

25~44歳の女性の労働力率(働いている人と求職中の人の合計が全体に占める割合)が、7月末で74.2%と最も高い水準になった。就業率(働いている人の割合)も71.0%と前年同月から0.2ポイント上昇した。結婚・出産後も仕事を続ける女性が徐々に増え、また景気回復による求人増と時給上昇に伴い、再就職するケースが増えているとみられる。しかし、女性の多くは非正規雇用で雇用者全体の55.7%を占め、賃金や待遇での男女間格差解消も課題。

共働きシニア 増加

総務省の労働力調査によると、65歳を過ぎても夫婦で働く「共働きシニア」(農林業を除く)は、平成26年4~6月期66万世帯となり、過去最高を更新した。共働きシニアはこの10年で30万世帯近く増加。シニア夫婦8世帯に1世帯が共働きの計算となる。増加の主因は、元気なシニアが増え、働く女性が増えたこと。健康上の問題がなく日常生活を送れる期間を示す「健康寿命」は、男性71.19歳、女性が74.21歳(平成25年厚生労働省)。

介護離職者 5年で倍増

家族の介護を理由とする離職者が急増している。平成25年度の介護離職者は前年比41%増の9万3000人となり、5年前の2倍に膨らんだ。男女で比べると、女性が7万人と76%を占め、年代別では40代後半が最も多い。子育てが一段落して再び働きやすくなる年代でもあるが、介護で離職を余儀なくされるケースが多い。

妊娠で降格 原則違法

妊娠した女性が、勤務先で受けた降格処分について、男女雇用機会均等法に違反するとして損害賠償を求め争っていた。10月23日、最高裁は「本人の明確な同意がない限り、降格は原則として均等法に違反する」との初判断を示し、審理を高裁へ差し戻した。

少女の1割 性暴力経験

国連児童基金(ユニセフ)は、子どもへの暴力に関する初の報告書を発表。世界の20歳未満の少女の約1割は性的な行為を強制された経験があるほか、婚姻歴のある15~19歳の少女の3人に1人は夫やパートナーからの心理的、性的暴力を受けたことがあるなど、世界各国で少女への暴力が常態化している現状を明らかにした。

